

12 少子化対策について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【提言の内容】

- (1) 「子ども手当」については、実際に制度を運用する地方と協議の上、その意見を十分に踏まえて制度設計を行うとともに、全額国費で措置すること。
また、放課後児童クラブの運営など児童育成事業については、国の責任において財源を確保するとともに、保育サービスなどの基盤整備の充実に努めること。
合わせて、所得制限を導入している他の給付制度との均衡や、不公平感などに配慮し、十分な説明をすること。特に、控除の廃止によって、所得税額を基準とする保育料等の利用者負担額への影響にも配慮すること。
- (2) 不妊治療などへの医療保険の適用や、乳幼児医療費の全国一律の医療保険によるさらなる負担の軽減・無料化などの支援を充実させること。
- (3) 子育て世代の仕事と子育ての両立が可能な職場づくりを促進するため、企業に対する助成制度の充実とともに、男性の育児参加を進めるためにも、育児休業給付金の給付率を引き上げること。

(背景)

- 国が検討を進めている「子ども手当」について、概算要求では全額国費とされているものの、事業主負担や地方公共団体の負担、児童育成事業などの制度のあり方や経費の取扱いについては予算編成過程において検討するとしており、新たな地方負担が生じるおそれがある。また、制度の実施に当たっては、地方の事務量等が増大せず円滑な移行ができるようにする必要がある。
- 子育て家庭への直接的な給付にとどまらず、児童手当の事業主拠出金などにより賄われている放課後児童クラブや地域子育て支援センターなどの児童育成事業の国による財源の確保やその他の保育サービスなどの充実も同時に進める必要がある。
- 児童手当や児童扶養手当などの他の給付制度の多くが所得制限を導入しているのに対し、所得制限を設けないこととしている。また、財源として配偶者控除の廃止や扶養控除の見直し（一般扶養控除の廃止）を予定しているため、子どもを持たない家庭の不公平感や、所得税額を基準としている保育料等への影響も想定される。
- 不妊に悩む夫婦に対する支援として、特定不妊治療費助成事業による助成が行われているが、治療費が高額であることから治療を受ける者の経済的負担軽減を図るためには、体外受精・顕微授精等についての医療保険の適用が望まれる。
- 乳幼児医療費は、国においては、入通院共に就学前まで2割の負担であるが、都道府県、市町村による独自の助成事業を通じた患者負担の軽減・無料化が図られており、財政規模等による格差が存在し、少子化対策の観点からは全国一律の医療保険制度によるさらなる負担の軽減・無料化を図る必要がある。

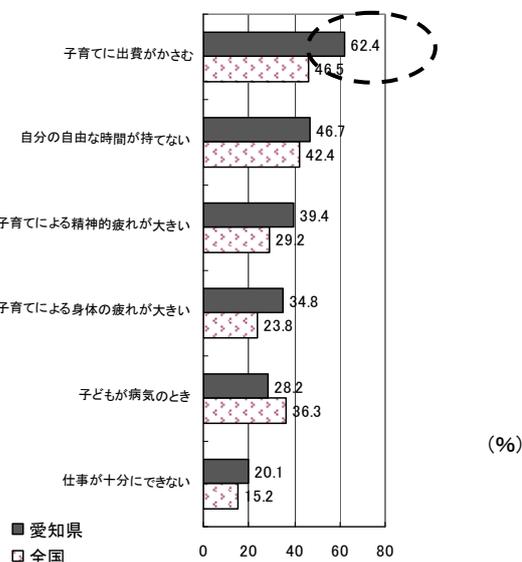
- 子育てを支援する企業に対して、助成制度はあるものの、事業主にとって要件が厳しく、助成額についても、企業負担に見合う金額ではないため、助成金を利用する企業が少ない現状にある。
- 父親も子育てができる働き方の実現のため、育児・介護休業法の改正が行われたが、男性の育児休業の取得を促進するためには、育児休業給付金の給付率の引上げなど経済的措置が必要である。

(参 考)

◇現在講じられている公的な子育て支援上の経済的支援策

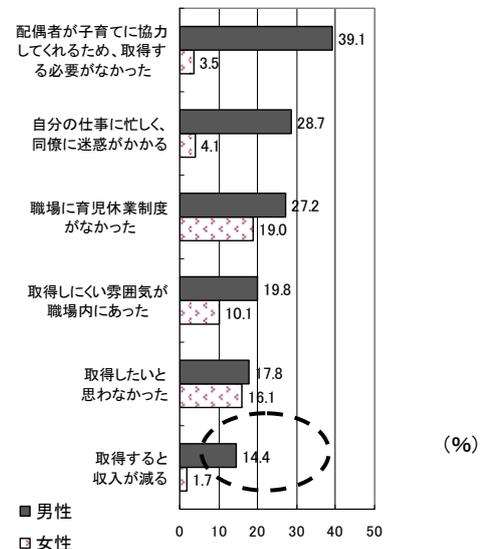
| 名 称 | 内 容 |
|----------------|---|
| 児童手当 | 小学校修了前の第1子、第2子は月額5千円(3歳未満は1万円)、第3子以降月額1万円。 |
| 扶養控除 特定扶養控除 | 扶養親族1人当たり、所得税38万円、住民税33万円を控除。 特定扶養親族(16歳～23歳未満)は所得税63万円、住民税45万円を控除。 |
| 児童扶養手当 | 父と生計を同じくしていない児童(18歳以下)の母等に支給。月9,850～41,710円 |
| 出産育児一時金 | 1人につき38万円(平成21年10月から平成23年3月まで暫定的に42万円に引き上げ) |
| 特定不妊治療費助成 | 配偶者における体外受精、顕微授精に要する費用について年度2回、各15万円を上限に、通算5か年度支給 |
| 一般不妊治療費助成(県制度) | ホルモン治療や人工授精などの一般不妊治療を助成する市町村に補助 |
| 乳幼児医療保険給付自己負担額 | 小学校就学前まで医療保険の自己負担額は2割 |
| 子ども医療費助成(県制度) | 小学校就学前まで(入院のみ中学校卒業まで)は医療保険の自己負担額無料 |
| 出産手当金 | 出産日以前42日から出産日後56日までにおける休業補償。標準報酬日額の3分の2を支給。 |
| 育児休業給付 | 子が1歳(一定の場合は1歳半)になるまでの間に育児休業を取得した場合、給与の30%を保障、職場復帰後に休業中の給与の20%を給付。平成22年度から育児休業基本給付金と職場復帰給付金を統合し、育児休業中に50%支給。 |

子育ての負担な点 (いくつでも選択)



※資料：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」(平成18年3月)
愛知県「少子化に関する県民意識調査」(平成21年2月)

男女別：育児休業を取得しなかった理由 (いくつでも選択)



※資料：愛知県「少子化に関する県民意識調査」(平成21年2月)